

内閣府設置法第26条第1項第3号、総合科学技術・イノベーション会議決定(2017年7月26日一部改正)に基づき実施

■対象: ①大規模研究開発

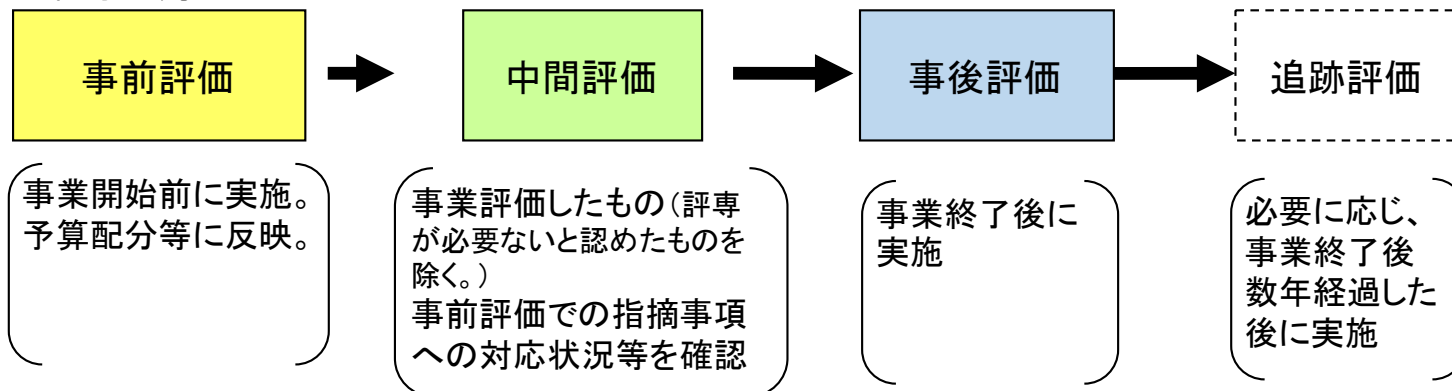
国費総額が約300億円以上の研究開発のうち、科学技術政策上の重要性に鑑み、評価専門調査会(以下「評専」という。)において評価すべきと認めたもの

②評専が指定する研究開発(300億円未満の研究開発)

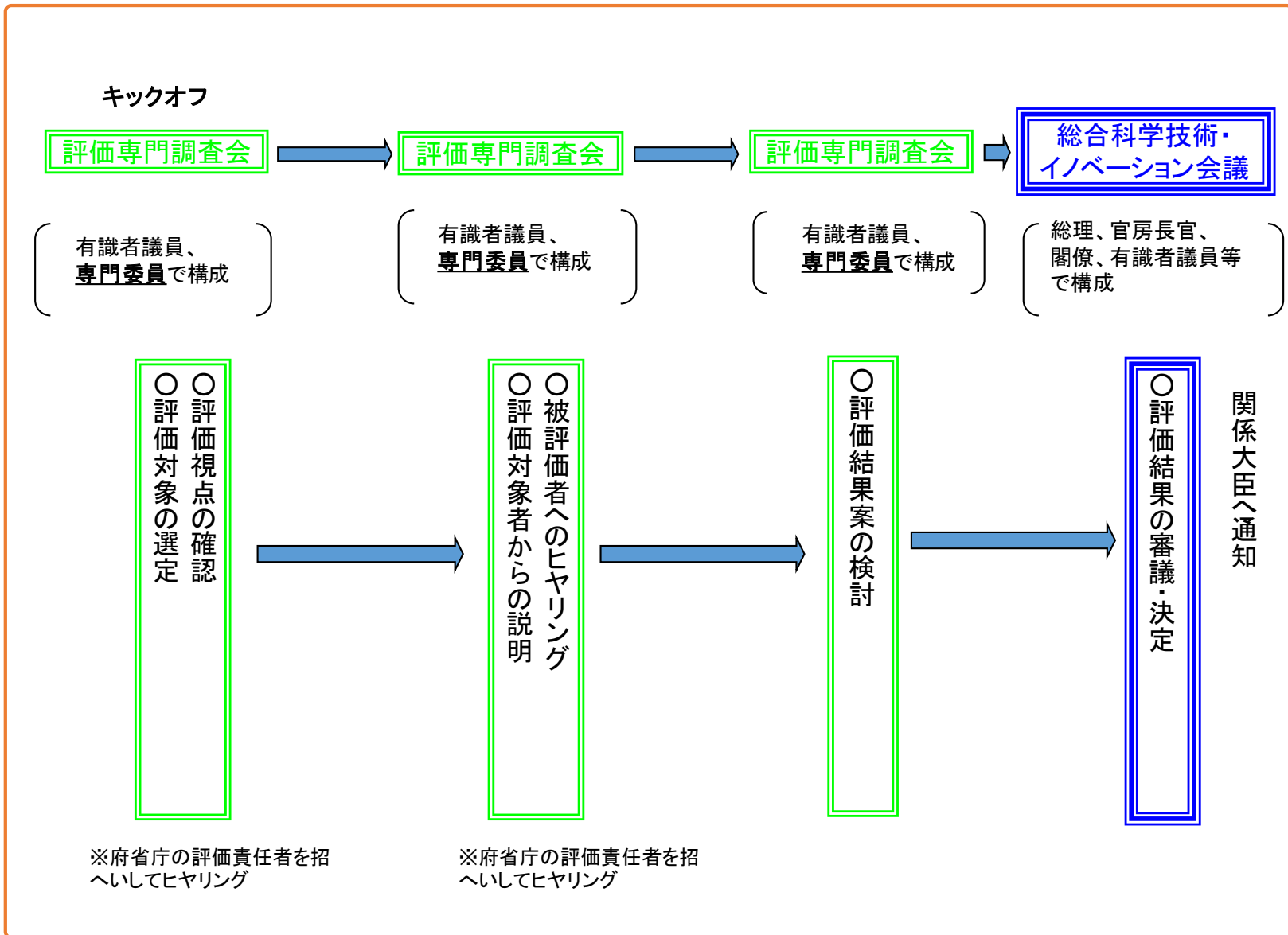
以下の視点から評価の必要を認め指定するもの

- ・科学技術や社会経済上の大幅な情勢変化が見られるもの
- ・計画の著しい遅延や予定外の展開が見られるもの
- ・社会的関心が高いもの(倫理、安全性、期待、画期性等)
- ・国家的・府省横断的な推進・調整の必要が認められるもの 等

■評価の基本的な流れ



事前評価
中間評価
事後評価
追跡評価



評価の進め方や視点の見直しなどは、2回で終わらせることもある。